

# 藤井とものり

昭和50年生まれ。慶應義塾大学商学部卒(弁論部OB)・銀行勤務(融資担当)  
公認会計士・税理士(準大手監査法人で会計監査・内部統制監査に従事)  
練馬区議4期。都議会立憲民主党・民主クラブ 政調副会長。



42歳  
4児の父

## 救える命をこれ以上見逃さないために —虐待から子供の命を守るために、児童相談所はどう変わるべきか—

### 目黒区で起きた児童虐待死事件の経緯 —弱腰すぎる対応に終始した児童相談所—

本年3月、目黒区で5歳の女の子(結愛ちゃん)が、父親に虐待され、十分な食事を与えられないまま、「もうおねがい ゆるして」と記されたノートを残して、この世を去りました。結愛ちゃんの一家が香川県から目黒区に引っ越し、東京の児童相談所が引き継ぎを受けたものの、母親に「関わって欲しくない」と言われ、一度も面会が叶わないままに、最悪の事態に至りました。母親が結愛ちゃんに会わせなかったことを危険なシグナルと捉え、子供の命を守るため、直ちに自宅への立ち入り調査を実施し、児童の安全を確認すべきでした。

香川県の児童相談所においては、2回にわたる一時保護から自宅に帰された後に、医師から3回にわたり虐待の可能性を「通告」されていました。父親が傷害の疑いで書類送検されていることを考えれば、児童養護施設で保護するという対応も可能だったはずで、児童相談所が下した判断の妥当性が問われています。

虐待の蓋然性が高まった段階においては、子供の命を救うべく、親の意に反してでも立入調査や一時保護といった強制的な措置をとるべきです。一般的に見て、児童相談所がなぜ「弱腰すぎる」対応に終始してしまうのか、その理由や背景について皆さんと共有したいと思います。

### 「強すぎる親権」が「子供の人権」を損なわせる —子供は親の所有物ではない—

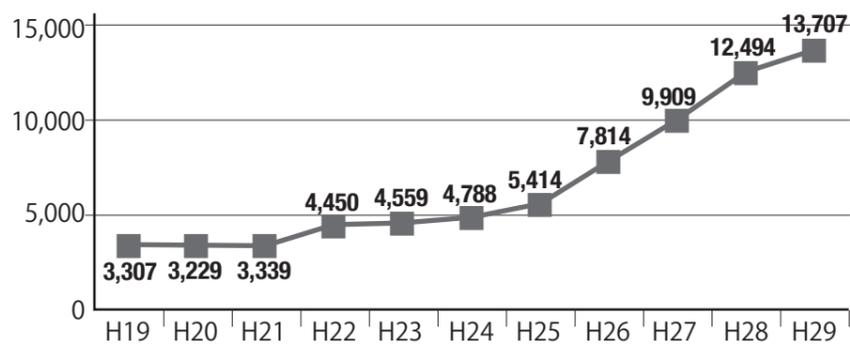
我が国の児童相談所は、親権に配慮し、親の意思を尊重し、親元に子供を返す傾向にあると言われます。虐待する親から子供を引き離す際に「強すぎる親権」が障害になります。一般的に親権は最大限に保障されるべきものです。しかし、子供の生命にかかわる虐待を繰り返すような「育てられない親」や「育てる資格のない親」までも強すぎる親権を振りかざし、児童相談所が手も足も出せなくなるという現実を変えなくてはなりません。虐待から子供の人権と命を守るために、必要な場面において、必要な範囲で親権を制限することを検討すべきです。

### 「介入」と「支援」という二つの役割 —児童相談所が抱える制度矛盾—

児童相談所は、強制的に自宅に立ち入り、親子を引き離す「介入」と呼ばれる取り組みと、親子に面会することで虐待を予防したり、保護した子どもを親元に帰す「支援」と呼ばれる取り組みを同時に行っています。多くの場合、同じ児童福祉司が「介入」と「支援」の両方を担当しています。児童相談所という名前からも分かりますが、元々は、親子から相談を受け、福祉的な立場から「支援」を行うための機関としてつくられたものです。他方、虐待事例が増える中で「介入」への社会的要請が高まっていますが、強制的な介入を行えば、親から嫌われることにもなりかねず、本来の役割である「支援」活動が難しくなるという矛盾を抱えています。今後は、児童相談の一義的窓口でもある子供家庭支援センター(練馬区)が福祉的な立場からの「支援」を担い、児童相談所(東京都)が重篤な虐待事例に特化し「介入」を担うという機能分化を進めるべきです。更に「介入」については、警視庁との連携が極めて重要です。警視庁内に児童虐待専門チーム(大阪府で先行事例)を創設させることで、「介入」の実効性を高めてゆくべきです。

### 緊急対応として予算の集中投下による 児童相談所の体制強化が必要 —増え続ける児童虐待対応件数に対して、 児童福祉司と一時保護所が足りません—

■都の児童相談所における虐待相談対応件数(件)

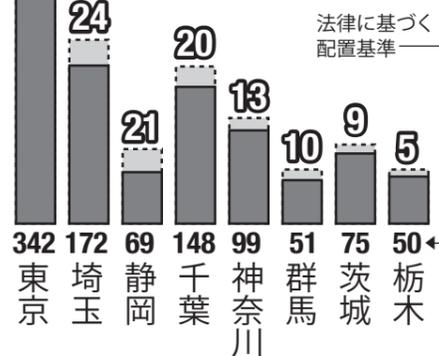


都児童相談所(11か所)への児童虐待相談件数は、直近5年間で3倍になるなど増加の一途を辿っています。一方、都においては児童相談所の職員にあたる児童福祉司の確保は進まず、国の基準に対し98名も不足しています。児童福祉司が忙しくなりすぎると、全ての要注意家庭に目が届きづらくなり、虐待を見逃す原因をつくることとなります。また、一時保護所が不足していることも大きな課題です。一時保護所の入所数(被虐待児童)は、平成24年度847人から平成28年度1,205名へと大幅に増加しています。先日、同僚議員と都内の一時保護所を視察しましたが、定員を超える人数を受け入れていることから、子供たちが所せましと生活している現実と直面し、いたたまれない気持ちになると同時に定員の拡充は喫緊の課題であることを再認識致しました。現場は多くの事例に追われ、職員は疲弊し、キャパオーバーに陥っています。まずは、緊急対応として予算の集中投下による児童相談所の体制強化を図るべきです。

### 98 不足数

#### 【児童福祉司の不足数】

※単位は人。政令市と指定された中核市を除く数。



児童相談所の体制強化を都に緊急要請  
(都議会第三回定例会本会議代表質問)

# 工業用水道の廃止が決定

## —事業の廃止に YES! 過剰なユーザー支援に NO!—



参考人招致で質疑

**「遅きに失した」対応。  
しかし、事業廃止は支持!**

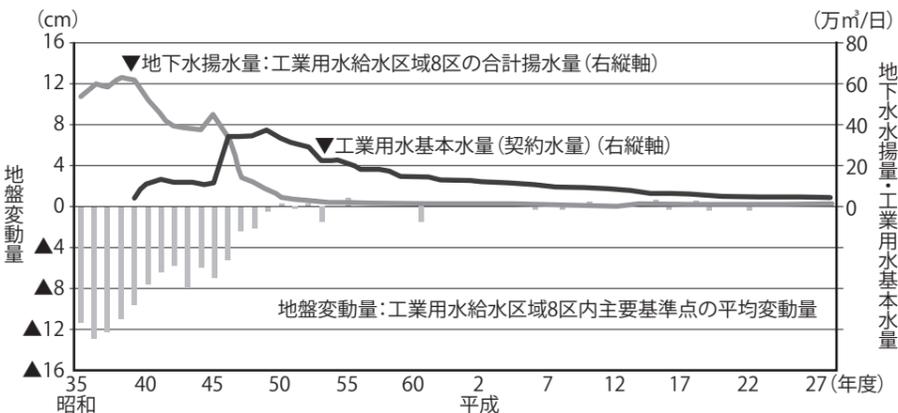
第3回定例会において※工業用水道事業の廃止が決定されました(私も賛成)。事業存続のためには、老朽化した浄水場(竣工後40年以上)や配水管(事業開始後50年以上)の更新(約2,300億円の経費)が必要となります。慢性的に赤字経営(都税で補填)である上、工業用水道の利用者は激減(ピーク比、件数1/3、水量1/18)し、事業継続は困難な状況にあります。過去2回(平成16、26年度)の包括外部監査において抜本的な経営改革の必要性が指摘されていましたが、いずれも都は対応を先送りしてしまいました。

議案審査に際しては、※参考人招致(私が会派を代表して質疑)が行われました。井出参考人は、都が抜本的な改革を先送りしてきたことを「都の怠慢」と厳しく批判しました。私からは、平成16年度時点で事業廃止を決断しなかった都の不作为に対して総括と反省を求めました。しかし、長年の懸案事項に終止符を打つ決断をしたことは高く評価し、支持する意見を表明しました。

**※工業用水道事業とは**

戦後、工業発展に伴い、地下水(井戸水)の揚水量が増大し、特別区の東部地域を中心に地盤沈下が深刻化。都からの求めに応じ、井戸から転換した事業者に対して、工業用水を提供する事業として昭和36年に始まる。地盤沈下は昭和50年代初頭には概ね沈静化。

**■地下水揚水量と地盤変動量の推移**



**■事業継続・廃止のコスト比較**

事業継続	●老朽化施設の更新(約2,300億円のコスト)
	●浄水施設……………66億円 ●配水施設……………2,262億円 ※更新費用を料金に全額転嫁した場合、約8倍の値上げ(上水道料金を上回る水準)
事業廃止	●工業用水道を上水道からの供給に切替え(約965億円のコスト)
	●配水管等の撤去コスト……………66億円 ●利用者への支援策……………386億円 ●費用圧縮(資産売却等)……………▲270億円 ※上水道への切替えに伴う負担増を踏まえ、利用者に対する支援策の検討が必要 ※報告書の考え方をもとに最新のデータで試算

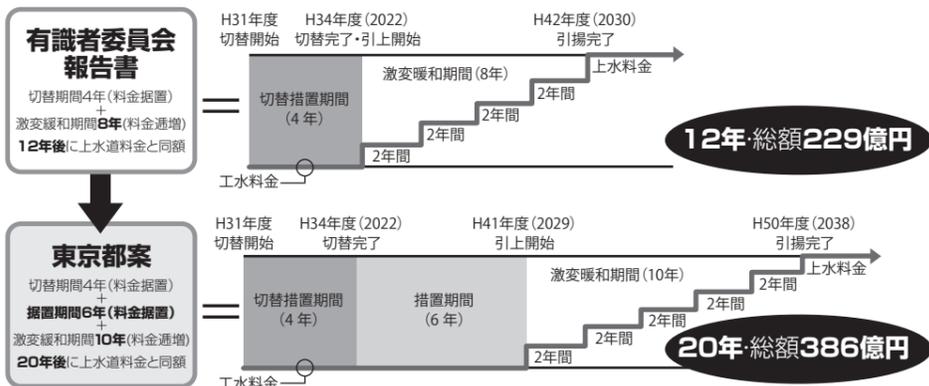
**※参考人プロフィール**

井出秀樹氏:「工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会(都の諮問機関)」委員長  
慶応義塾大学商学部名誉教授・公益事業論

**過剰なユーザー支援に異議あり!**

事業廃止によって影響を受ける利用者への支援計画(上水道切替にかかる料金差額補填等)が都から示されました。支援計画のあまりの過剰さに違和感を覚え、計画の修正を求めました。都から示された支援計画は、当初有識者委員会から都に提案された内容よりも長期で多額な計画に様変わりしていました。(※下記図表参照)参考人質疑で、有識者委員会委員長の井出氏は、支援期間について「通常は3年から5年。最大限のもの(10年程度)を示したつもり。一定の期間に企業は適応してもらわなければならない。」と発言し、都による超長期(計画完了は平成50年)の支援計画については懸念を表明しました。都の支援計画案には「据置期間」という有識者委員会の提言にはなかった新たな概念が登場しました。6年もの期間に及ぶ料金据置期間を設定する一方で、何の為に料金を据置するのかについては全く説明されておりません。ユーザーからより充実した支援を求める声上がることはある意味当然のことと言えます。しかし、政治がそうした声ばかりに振り回されてしまえば、上水道でビジネスを行う事業者や何より納税者の利益を損なうことにもなりかねません。今後とも都に対して、有識者委員会から提言を受けた内容から著しく逸脱してしまった過剰な支援計画の見直しを求めて参ります。

**■工業用水道から上水道切替にかかる料金差額補填**



**政治家が「事業をやめること」や「税金の投入額を減らすこと」を言わない理由**

政治が抱える本質的な課題を明らかにしたいという思いから、一見するとマイナー事業にも映る工業用水道事業の存廃を巡る一連の議論を取り上げました。「なぜ事業廃止のタイミングがこれほどまでに遅れてしまったのか?」「なぜ過剰ともいえる支援を求める声が多く議員から寄せられたのか?」政治家は選挙という関門をくぐる必要があるため、基本的に自身の人気下がりを恐れない人はいないはず。「事業をやめること」や「税金の投入額を減らすこと」を主張すれば、必ず誰かには嫌われることとなります。いくら無駄と思われる事業や施設であっても、たった一人でも使っている人がいる限り、それをなくせば必ず反発が生じます。他方で「事業を始めること」はより多くの税金が使われることになるので、基本的には喜ぶ人を増やすこととなります。今回の利用者支援をめぐる議論でも、いくら過剰と指摘されようが、「より多くの税金を使うべし」と多くの議員が主張したのもそのような理由からではないでしょうか。しかし、議員が個別の利害ばかり代弁するようになれば、税の用途は歪み、基本的に行政は肥大化していきます。人口も税収も右肩上がりという時代はすでに終焉しました。何でもかんでも政策実行できる余力は今の都政には残されていないはず。私はこれからも「事業をやめること」や「税金の投入額を減らすこと」を逃げずに主張し続けたいと思います。これからも皆さんのご意見をお聞かせください。

# 藤井とものり事務所

〒176-0002 練馬区桜台1-35-6 TEL&FAX 03-3993-3435 E-MAIL fujitomo@deluxe.ocn.ne.jp

**都政へのご意見ご要望をお寄せください!!**

